

食育モデル事業実施要領

1 概要

健康づくりや食文化の継承など、食に関わる多様な主体(行政・家庭・学校・地域・企業等)の相互の連携・協力を促進し、それぞれの活動分野で行われている取組みに新たな「つながり」を創出・展開することにより、地域特性を生かした食育を推進する。

また、本市計画については、概ね5年程度(平成26年度～30年度)をその期間としており、食育モデル事業を通し、食育を効率的かつ効果的に推進していくための基本となる本市計画の施策の方向性等との整合性を加味しながら事業を展開する。

なお、モデル事業については、予算措置の必要性を充分に見極めながら、状況に応じた対応について随時、協議・検討しながら進めていくこととする。

2 基本的な考え方

- (1) モデル事業については、その分野に係る主体(団体等)が相互に連携・協力しながら、継続した取組みが可能であり、全市的な取組みへと展開が図れるような事業を構築・実施する。
- (2) モデル事業については、事業実施に係る課題や事業の効果等を検証しながら、食育推進委員会及び食育庁内推進会議における分野・組織横断的な協議を踏まえ、効果的・効率的な展開を図る。
- (3) モデル事業の取組みを市民に情報発信し、全市的な取組みとして展開されるよう、市ホームページや、いわき地域情報総合サイト等の広報媒体を活用し、随時、モデル事業の活動内容等を公表する。
- (4) モデル事業の構築・実施にあたっては、原則として既存事務事業等の見直しや予算組み替え等も考慮する。

3 平成28年度食育モデル事業

上記の基本的な考え方を踏まえ、28年度の食育モデル事業については、別紙事業の実施に向けて、今後、詳細な協議等を進めていくこととしたい。

なお、事業の終期については、本市計画における計画期間(30年度まで)を念頭に、その効果等を検証しながら設定することとする。

1 平成 28 年度食育モデル事業 I

塩分コントロール作戦！ 家族やあなたのための適塩料理講座

～無理なく おいしい減塩で 健康寿命を延ばしましょう～

薄味だけが減塩ではありません！！

あなた好みの減塩作戦にトライしてみませんか！

1 目 的

平成 25 年 人口動態統計によるいわき市民の死亡原因は、第 2 位が心疾患 18%、第 3 位が脳血管疾患 10.8%であり、心疾患、脳血管疾患を併せた割合 28.8%は第 1 位の悪性新生物の 27.1%を超える状況であり、国を 100 とする標準化死亡比においても、心疾患が男性 128.4、女性 117.9、脳血管疾患が男性 127.8、女性 132.5 といずれも男女とも超える状況である。

心疾患、脳血管疾患とも血圧のコントロールが発症及び重症化予防とは関連性が深く、すなわち塩分コントロールが予防および治療効果をあげる重要なカギとなってくるが、平成 24 年国民健康・栄養調査の結果では、福島県の塩分摂取量は男性 12.1g、女性 9.9g で、これは「日本人の食事摂取基準」(2015 年版)による成人の目標塩分摂取量「男性は 8.0g 未満・女性は 7.0g 未満」を超えている。減塩が起因となることへの理解不足、また、その効果は理解していても現実には実行が困難な状況であると考えられる。

このことから、減塩の意義を理解し、実際の有効な手法を体験する講座を開催し、行動変容の契機を作り、自ら実行する食育の取組として位置づけしていただき、健康寿命の延伸を支援する。特定給食施設等においては食育の連携事業として、給食提供の中で活用していただき、対象者すなわち地域住民の健康管理に関与していただく。

なお、実施した内容についてはホームページに掲載し、参加できなかった市民にも啓発できるようにする。

2 対 象 者

市民及び特定給食施設関係者、地域包括支援センター関係者等

3 会 場

いわき市総合保健福祉センター 3 階 栄養指導室

4 事業内容

減塩の意義についての講話及び自分の適正な栄養量を確保した中での塩分をコントロールする調理実習並びに食べ方の工夫についての体験。

なお、講話の中に食事摂取状況を確認するチェックリストを活用し、塩分摂取量が多い食生活の背景を把握し、参加者を通し市民の現況も把握する。

また、参加者が希望する場合は、家庭のみそ汁を持参してもらい塩分量を測定する。

5 募集人員

1回40人

6 日程

平成28年 8月5日(金)

9月8日(木)

10月1日(土)

12月2日(金)

平成29年 2月5日(日) 平日3回、土または日曜日2回

いずれも午前9時から正午

7 周知方法

広報いわき及び市公式ホームページに掲載

8 参加費

無料

2 平成 28 年度食育モデル事業Ⅱ

いきいき iwaki 食育・健康サポート隊（仮称）推進事業

1 目的

食育は、市民一人ひとりが主体的に取り組み、関係機関が連携することで推進される。第2次いわき市食育推進計画においても、食を通じて、市民一人ひとりが生涯にわたって健やかで心豊かに楽しく生活できるまちづくりのため、第2次いわき市食育推進計画に基づき食育を推進している。

食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、多様な関係者が連携・協力し、地域全体で食育を推進することが重要であるが、現時点ではそれぞれの施設等が実施している食育の内容等について情報の共有化がなされていない状況である。

そこで、それぞれの施設等が取り組んでいる内容を分野ごとに市に登録し、情報のネットワークを図ることにより、食育の輪を広げ、市民が食育に関する情報を得ながらより効果的に食育を推進し、関係団体との連携を図り生涯食育社会の構築を図るものである。

2 事業内容（詳細別紙）

- (1) いきいき いわき食育・健康応援店
- (2) 食育推進ボランティア団体
- (3) 食育推進活動団体

3 登録に関する啓発

広報誌及び市のホームページ等で募集の案内を行うとともに、地域保健関係職員研修会や食品衛生責任者講習会、飲食店関係団体の総会等の機会をとらえ啓発する。

なお、登録の変更、取り消し等は申請者からの届出により行う他、申請事項に偽りがあった場合や、登録施設として適当でないと判断した場合は市が登録を取消す場合もある。

4 申請から登録までの流れ

飲食店等から申請書を提出していただき、登録条件の内容を確認後、市のホームページに掲載する。

5 登録後の市民への啓発

広報誌及び市のホームページに掲載するとともに、食育健康応援店にはステッカーを交付し店舗等にも掲示していただく

事業内容詳細

(1) いきいき iwaki 食育・健康応援店

近年、人々のライフスタイルや価値観の多様化などにより、食を取巻く環境は大きく変化し、食べたいものを、いつでも、どこでも自由に食べられる便利な社会となった反面、食に対する意識の低下や食生活の変化などによる生活習慣病等の増加が見受けられ、家庭の食事だけでなく、外食を含めた食生活の管理が健康管理として重要となっている。

そこで、栄養成分表示や、健康に配慮したメニューの提供、健康に関する情報を提供する飲食店等を「いきいき いわき 食育・健康応援店」として登録、ステッカーを交付し、利用者の目の届くところに表示することで、食事する側と提供する側の双方が、正しい知識で自らの健康づくりを推進することの必要性や食育についての理解を深め、健康に対する意識を高め、食を通じて、市民の生涯にわたる健やかで心豊かに楽しく生活できるまちづくりを推進するとともに、健康に配慮した食を取り巻く環境整備を図り食育を推進するものである。

●対象施設

市内の飲食店、惣菜販売店、弁当店、コンビニ、スーパー、特定給食施設（企業等の食堂）等

*対象施設に特定給食施設を加えることで、施設内給食での食育を他施設へも紹介し、企業が取り組む労働者への食育を波及させ、健康意識の拡大を図る。

●申請から登録までの流れ

飲食店等から申請書を提出していただき、登録条件の内容を確認後、登録証及びステッカー等を交付し、市のホームページに掲載する。

●登録条件

①栄養成分表示を実施する。

No.	項目	内容	条件
1	定食・ランチ類	1人1食分のセットメニュー	2種類以上
2	丼物や麺類	単品の食事メニュー	2種類以上
3	一品料理（主菜、副菜の単品、惣菜、パン等）	1人1食分に相当する分量がない単品料理	5種類以上

なお、飲食店等からの相談に対し、必要に応じ栄養計算等の支援を行う。

②健康に配慮したメニューの提供を行う。

No.	項目	内 容		条件
		定食	単品	
1	カロリー控えめメニュー	該当	△	総エネルギー量が 600 kcal 未満
2	脂質控えめメニュー	該当	△	脂質 20 g 以下
3	塩分控えめメニュー	該当	△	塩分 3 g 未満
4	カルシウムたっぷりメニュー	該当	該当	カルシウム 200 mg 以上
5	鉄分たっぷりメニュー	該当	該当	鉄分 2.5 mg 以上
6	野菜たっぷりメニュー	該当	該当	野菜の使用量が 120 g 以上

③健康にやさしいオーダーを実施する。

No.	内 容
1	ご飯、麺類の量を少なくすることができる
2	半量メニューがある
3	ノンオイルドレッシング等を選択できる
4	マヨネーズやタルタルソース等はかけずに別添えする
5	減塩しょう油やポン酢等がある
6	ソースやケチャップ等はかけずに別添えする
7	定食のみそ汁や漬物は選択できる
8	付け合わせの野菜のおかわりができる
9	高齢者が食べやすいように工夫ができる
10	バリアフリーに取り組んでいる
11	その他

④受動喫煙防止対策を実施する。

No.	内 容
1	時間帯禁煙を実施
2	終日全面禁煙を実施

⑤市の栄養・健康情報提供に協力する。

*上記項目の⑤は必須。他項目は店舗等の状況に合わせて1つ以上実施していれば該当。

(2) いきいき iwaki 食育推進ボランティア団体

栄養士や調理師、健康推進員、農業生産者、食品流通・加工業関係者、企業など「食育」に係るさまざまな分野で実践的・専門的知識・技術・経験を有し、ボランティアとして協力できる団体を「いわき市食育推進ボランティア団体」として登録し、食育ボランティアによる各種食育活動の推進を図る。

*現在単独事業として実施しているが、統括し総合的に推進することでより効果的な運用を図る。

登録分野	ボランティア活動の事例
食生活・食文化分野	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善の学習 ・家庭料理等の指導 ・食事作法・マナー・しつけなどの講話 ・食文化に関する講話 ・地域伝承料理等の調理実演・講話 など
健康管理・栄養分野	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の栄養成分やその摂取方法に関する講話 ・食と健康づくりに関する講話 ・生活習慣病予防の講話 など
農林水産業等生産分野	<ul style="list-style-type: none"> ・米や野菜、果樹栽培等の講話、見学、体験 ・地域農業に関する講話 など
食品（製造・加工・流通）	<ul style="list-style-type: none"> ・食品加工に関する講話、見学

分野	・食品の流通に関する講話、見学 など
その他の食に関する分野	・食品の品質や安全性に関する制度等の講話 ・田んぼの動植物観察 ・各種見学 ・子育てと食生活に関する講話 ・紙芝居・エプロンシアター など

●申請から登録までの流れ

団体から申請書を提出していただき、登録条件の内容を確認後、登録証を交付し、市のホームページに掲載する。

●登録条件

- ①学校教育や地域活動の中で無償で食育に関するボランティア活動ができる団体。
ただし、市内在住あるいは在勤している方が所属している団体であること。
 - ②必要な専門知識や技術、経験を有する方が所属していること。
 - ③登録した団体に関する情報を、ホームページ等で公開することに同意できること。
- *これまで実施してきた「食育推進ボランティア団体」は「いきいき iwaki 食育・健康サポート隊」推進事業の1分野とする。

(3) いきいき iwaki 食育推進活動団体

●対象施設

市内の企業、並びに団体

●申請から登録までの流れ

企業・団体などから申請書を提出していただき、登録条件の内容を確認後、登録証を交付し、市のホームページに掲載する。

●登録条件

いわき市民を対象に、食育に関する啓発及び取組を主体的に行っている企業ならびに、地域に根差した食育活動を展開している団体等の方。

ただし、特定の政治・宗教団体活動の場合を除く。

